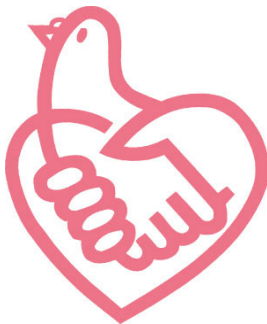


私たちみんなの力で 笑顔のあふれる社会に

なくそう部落差別調査！



条例啓発
シンボルマーク

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間です。

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」は、部落差別事象の発生を防止し、基本的人権を守るため、部落差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査や報告等を規制しています。

部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

この条例のほか、業を行う上で理解しておかなければならない事項

● 宅地建物取引業法第 47 条と同和地区に関する告知

平成 22 年 5 月 18 日に開催された衆議院国土交通委員会において、「取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、回答しなくても宅地建物取引業法第 47 条に抵触しない。」という大臣答弁がされています。

● 大阪府の宅地建物取引業法に基づく指導監督基準

知事は、業者が宅地建物取引業に関し次に掲げる行為をした場合は、必要な指導等を行うことがある。

- (1) 取引の対象となる物件が同和地区に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に教示すること。
- (2) 賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由（以下「特定理由」という。）だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否すること。

これらの内容は、大阪府建築振興課のホームページにも掲載しております。

《 宅地建物取引業とじんけん : <https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sido-jinken/index.html> 》

これら条例等の趣旨を十分ご理解いただき、
差別のない人権の尊重された社会を築いていきましょう。